

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1 社会的な背景

(1) こどもの貧困の問題

こどもの貧困率（国民生活基礎調査）は長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇し、平成24年には過去最高の16.3%となり、平成27年には改善したものの13.9%と高い水準にあります。また、ひとり親家庭の貧困率も平成24年度には54.6%であったものが、平成27年には50.8%と改善したものの、高い水準にあります。

大阪市においても、平成29年3月に取りまとめた「大阪市子どもの生活に関する実態調査」の結果をみると、ひとり親家庭、特に母子家庭の困窮度は非常に高く、正規雇用の割合が低いとともに、世帯収入が低く、家計が赤字の割合が高いことも確認されていることから、依然として、ひとり親家庭のおかれている厳しい状況があります。

(2) 教育の無償化、給付型奨学金など、こどもの教育機会の平等化

日本の教育費は、長らく私費負担の割合が高く、これまでの貸与型の奨学金や学資ローンは、支援対象である低所得層ほど、返還額の経済的負担感が強いため、奨学金等を借りにくく、また大学進学率が低い状況でした。

「低学歴の連鎖」は、職業の選択を制限し、結果として、「貧困の連鎖」となる大きな要因と言われています。

令和元年10月から、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼児教育が無償化され、一方で、経済的な理由で学び続けることをあきらめないよう、私立高等学校等の授業料の実質無償化と、大学などの高等教育の無償化が始まります。

貧困の連鎖を断ち切るとともに、こどもが将来の自立に向けて、必要な力を身につける機会の確保が必要です。

(3) 養育費確保等の重要性

平成24年の民法改正により、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、「親子の面会交流」「養育費の分担」が条文上に明示され、協議においては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明確化されました。

令和元年5月に民事執行法が改正され、養育費の不払いに対して強制執行を申し立てにあたり、公正証書など債務名義化した文書に基づき、裁判所を介して支払い義務者の給与や預貯金口座に関する情報が得やすくなります。

また、民間企業による養育費の立て替え保証サービスの開始や令和元年12月には家庭裁判所で用いられる養育費算定表が16年ぶりに改定されるなど、養育費に対する社会的関心が高まりつつあります。

しかし、養育費の取決め率や受給率は、依然として低く、また諸外国と比較すると日本の養育費確保の仕組みは十分ではありません。子どもにとって養育費の受け取りは当然の権利であることから、継続した履行確保を図ることが重要です。

(4) 未婚のひとり親の不公平の解消

未婚のひとり親は、婚姻歴のあるひとり親には適用される寡婦控除等の対象にならないうえ、課税額によって決まる保育料などのサービスで差が生じる場合があります。

しかし、未婚のひとり親家庭でも婚姻歴のあるひとり親家庭でも、家庭の状況は同じであることから、平成30年度から国は、未婚のひとり親を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。（保育料について、大阪市は平成26年度から実施済）

また、平成31年度税制改正により、子どもの貧困に対応するため、一定の所得要件等を満たした未婚のひとり親に対し、令和元年度に17,500円の臨時・特別給付金が支給されるとともに、令和3年度以降の個人住民税の非課税措置等が適用されることとなりました。さらに、令和2年度税制改正において、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、未婚のひとり親に対し、所得税及び個人住民税における寡婦控除が適用されることが閣議決定されました。

しかしながら、配偶者と死別・離婚したひとり親より総収入が低く、養育費を受給している割合も低い状況であり、未婚のひとり親特有の悩みもあることから、引き続き生活の安定に向けた取り組みが必要です。

(5) 父子家庭特有の課題

平成26年10月の改正母子及び父子並びに寡婦福祉法施行により、父子家庭も支援の対象として法的に位置づけられました。父子家庭は母子家庭に比べ比較的収入があることから、ひとり親家庭の自立支援施策の対象に該当しない場合が多いです。

しかし、家事の仕方や異性の子育ての悩みなど、父子家庭特有の困難を抱えており、母子家庭と異なる支援が求められています。